

事例項目	「上場株式等に係る配当所得等」に関する市民税・府民税の課税誤りについて
事例発生日等	平成31（2019）年1月4日（金）
担当課	総務部課税課
事例概要	<p>発生までの経過</p> <p>①平成15（2003）年の地方税法の改正によって、平成17（2005）年度からは、個人の市民税・府民税の納税通知書送達後に「上場株式等に係る配当所得等」に関する所得税の確定申告書が提出された場合は、「上場株式等に係る配当所得等」を市民税・府民税の税額算定対象から除外しなければならないこととされたにもかかわらず、確定申告書に記載された内容に基づいて市民税・府民税の税額を決定してきた。</p> <p>②平成31（2019）年1月4日（金）、大阪府から全国的に地方税法の解釈誤りによる課税誤りが発生している旨の情報提供があった。本市の状況について調査したところ、確定申告書が納税通知書送達後に提出された場合であっても、確定申告書の内容に従って、「上場株式等に係る配当所得等」を市民税・府民税の税額算定に算入していた誤りが判明した。</p>
	<p>当時の対応</p> <p>①平成31（2019）年1月4日（金）から原因、対象者等について調査を開始し、同日、原因について把握した。</p> <p>②平成31（2019）年1月4日（金）から平成31（2019）年2月1日（金）までに対象者等を把握した。</p> <p>③平成31（2019）年2月8日（金）各報道機関に、報道資料の提供を行った。【資料No.(2)-85-1】</p> <p>④平成31（2019）年2月15日（金）、対象者に対して郵送にてお詫び文などを送付した。【資料No.(2)-85-2】</p>
発生原因	地方税法改正内容の理解不足及び事務処理に対する思い込み。
再発防止対策	税制改正に伴う法令等の解釈や処理方針の決定にあたっては、関係機関への照会等による確認を徹底するとともに、これまで以上に職員の専門知識の習得に努め、法令に基づいた適正な賦課事務を進めます。
その他	
添付資料	<p>【資料No.(2)-85-1】…報道提供資料</p> <p>【資料No.(2)-85-2】…「上場株式等に係る配当所得等」に関する市民税・府民税の課税誤りについて（お詫び）</p>